

例祭日 九月四日

神饌幣帛料供進 明治三十九年十二月廿九日
指定年月日 告示第二百九十二號

會計法適用 明治四十一年九月十九日
指定年月日 縣令第八十二號

氏子戸數 崇敬者員數 五千五百人

○石川縣加賀國能美郡國府村大字古府

郷社

石部神社

祭神 櫛日方別命

本社は國府の舟見山に在り、式内にして舟見社と唱ふ、後小松天皇應永廿八年五月廿六日、足利義時將軍の判書に「南禪寺領、加賀國府南社、御供田備中國三成社内公文田所兩職並休畔寺分等事、任處知行寺家領掌不可有相違云々」とあり、即ち此社は舟見社の謂にして、社地は國府の南に當れるを以て府南社とも唱へ來りしを、後世府南を舟見と誤り、社地をも舟見山と訛り唱ふ、白山八社の一にして即ち府南の總社也、按ずるに白山記に曰く、國々必ず總社一社二社あり、加賀國白山は一宮、府南は總社也、府南とは總社を云ふ、毎月朔日國の勅使八社を廻り奉幣す、然れども八社を巡るは煩しきを以て、府南神社を總社と名づけ本社には特に勅使を立てらるゝなりと云ふ、八社は白山、菅生、府南、熊田、粟加茂、神府、佐那武、八幡是也、神階は仁明天皇嘉祥三年八月正六位上を授けられ、陽成天皇元慶元年九月奉幣に預る、昔は巨木齋齋たりしかど、中古兵亂のため祠宇衰頽するに至れり、而して本折山王社は當社の攝社にして、本折山王社記に曰く、山王社者往古能美郡得橋郷船見山石部神社相殿鎮座の處、安元元年中鶴川涌泉寺衆の合戰の時、移神座、壽永三年鎮座于小松本折故船見山石部神社これを兼勤す」とありて、當社船見山と稱せし事を知られ、又其由縁にて山王祭

には古よりの慣例にて、國府より神輿昇とて邑人二人加輿丁出すと云ふ、本社は斯くの如く古來著名の神祠に數へられたり、明治六年郷社に列す。

例祭日 九月十七日

神饌幣帛料供進 明治三十九年十二月廿九日
指定年月日 告示第二百九十二號

會計法適用 明治四十一年九月十九日
指定年月日 縣令第八十二號

氏子戸數 七十二戸
崇敬者員數 三千人

○石川縣能登國鳳至郡諸岡村大字道下

郷社

諸岡比古神社

祭神

石瀨比古神社

石城別王

相殿 天日鷲命

本社は式内羽咋郡諸岡比古神社にして(神に據る社)人皇廿三代清寧天皇御宇此里稍開けたるを以て社字を創立せられたる由なり、其後四十四代元正天皇の養老二年五月、越前國羽咋等の四郡を割きて當郡を置き給ひし頃、諸岡の邊は羽咋の郡内なりきとぞ、往古は此地を鹿島とも諸岡とも云ひ、西南は今の黒島村に限り、東北は今の安代原村に限り、里内二里餘の間を言ひて、此界内には小字名にも、苗字にも、諸岡の稱號少なからず、今道下と呼ぶと言傳へたり、又加能寶鏡舊記を見るに、當社の創立以來後醍醐天皇元亨元年迄は本社別當眞宗本山總持寺のある地即當社なりき、當時社寺は其近邊なる道下村鐵河の地に遷つるを以て、別